



金沢市公報

第2535号

平成18年(2006年)11月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番地1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 監査公表	
● 告 示		● 監査公表	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1	○監査公表(第27号-第29号)	6 (監査事務局)
○自転車等の撤去及び保管について ()	2	● 公営企業公告	
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課)	3	○下水道排水設備工事業者の指定の取消しにつ いて (企業総務課)	19
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について ()	3		
● 公 告			
○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	4		
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境保全課)	5		
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5		

告 示

●金沢市告示第285号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営割出駅前自転車駐車場
 金沢市営表参道自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 81台
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成18年10月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成18年11月13日から19年5月13日まで
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第286号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	48台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	11台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	11台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	3台
片町2丁目地内	自 転 車	2台
菊川1丁目地内	自 転 車	3台
長町1丁目地内	自 転 車	7台
十一屋町地内	自 転 車	6台
西泉1丁目地内	自 転 車	6台

伏見台2丁目地内	自 転 車	1台
松村5丁目地内	自 転 車	2台
松島町地内	自 転 車	2台
新神田3丁目地内	自 転 車	1台
堀川新町地内	自 転 車	6台
東山1丁目地内	自 転 車	3台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
東長江町地内	自 転 車	1台

2 自転車等を撤去した日

平成18年10月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成18年11月13日から19年5月13日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第287号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	赤丸 邦夫	平成18年10月1日
おおもりクリニック	金沢市鞍月4丁目144番地	大森 俊明	平成18年10月24日
細川整形外科医院	金沢市笠舞本町1丁目6番23号	医療法人社団 細川整形外科医院 理事長 細川 外喜男	平成18年11月1日

●金沢市告示第288号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
細川整形外科医院	金沢市笠舞本町1丁目6番23号	細川 外喜男	平成18年10月31日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの

3 予防接種を行う期間

平成18年10月21日から同年12月31日まで

ただし、平成18年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成18年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成19年1月13日とする。

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		
	医療機関名	所在地	
武 藤 綾 子	浅ノ川総合病院	金沢市	小坂町中83番地
山 川 治 山 川 祐 賀 子	やまかわ内科クリニック	石川郡	野々市町藤平田1丁目65街区10
新 村 康 二 橋 本 哲 夫 浦 出 雅 昭	新村病院	白山市	月橋町722番地12
伊 藤 栄 二	ふいらーじゅ	河北郡	津幡町字東荒屋354番地
井 村 優	井村内科医院	白山市	美川北町ヲ67番地1
永 嶋 清 和	ながしまクリニック	白山市	北安田町972番地1
浮 田 俊 彦	うきた産婦人科医院	金沢市	新神田4丁目7番25号

中 村 彰 平 林 はやと			
岩 井 里枝子	城北病院	金沢市	京町20番3号
岩 井 里枝子	城北診療所	金沢市	京町23番5号
前 澤 欣 充 水 野 恭 嗣 角 口 孝 文 高 枝 正 芳 矢 崎 潮 飯 田 唯 史 長 利 あゆみ 江 原 栄 文 村 本 真一郎 森 紀 喜	国民健康保険能美市立病院	能美市	大浜町ノ85番地

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
71	株式会社ダイキアクシス	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	平成18年10月27日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年11月13日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市中山町ハ177番1	金沢市中山町15番地1 土本 和子
金沢市木越町チ81番5	金沢市木越町チ80番6 株式会社 プラス 代表取締役 乙田 雅章

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市泉本町7丁目3番1及び3番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市泉本町7丁目3番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部	大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社 金沢市鞍月5丁目57番地 支店長 中村 泉 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 大阪市中央区淡路町4丁目2番15号 常務取締役関西支店長 梶井 常夫
金沢市山の上町327番1及び327番	道路 金沢市山の上町327番1、327	金沢市諸江町上丁581番地2

3 から327番11まで	番10及び327番11	株式会社中部ジェイ・シィ 代表取締役 安田 勇作
--------------	-------------	-----------------------------

監 査 公 表

●金沢市監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務監査及び行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成18年11月13日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査の対象局課

福祉健康局 生活支援課
美術工芸大学 美術工芸大学事務局

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の範囲

平成18年度の事務事業（ただし、必要と認められた平成17年度以前の事務事業を含む。）

4 監査の期間

平成18年8月21日から同年10月25日まで

5 監査の対象項目

課 名	財務事務監査項目	行政監査項目
生活支援課	資金前渡に関する事務、収入に関する事務、扶助費に関する事務	
美術工芸大学事務局	減免に関する事務、資金前渡に関する事務、収入に関する事務、委託料に関する事務、備品購入費に関する事務、普通財産の管理・運用に関する事務	美術工芸品の取得・管理について

6 監査の方法

(1) 財務事務監査

財務に関する事務の適正かつ効率的な執行の視点から、次の事項に重点を置いて、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係帳票類の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により監査を行った。

重 点 事 項	主な監査資料
減免に関する事務	減免申請書、歳入調定簿兼収入原簿
資金前渡に関する事務	支出負担行為何書、資金前渡精算書
収入に関する事務	日計明細書、歳入調定簿兼収入原簿
委託料に関する事務	支出負担行為何書、委託契約書、委託業務結果報告書及び収支精算書
備品購入費に関する事務	支出負担行為何書、備品台帳
扶助費に関する事務	支出負担行為何書、援護申請書
普通財産の管理・運用に関する事務	財産台帳、市有財産有償貸付契約書、普通財産借受更新申請書

(2) 行政監査

事務の執行が効果的かつ効率的・経済的に行われているかどうか、また、非違の防止を図る観点から内部統制の考査を主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員からの実態調査及び説明聴取により監査を行った。

「美術工芸品の取得・管理について」

ア 監査の対象

美術工芸大学において、購入、寄附等により取得した美術工芸品を監査の対象とした。

イ 監査の着眼点

- ・美術工芸品の取得・管理の手続きは妥当か。
- ・美術工芸品の管理・運用は適正に行われているか。

ウ 主な監査資料

- ・美術工芸品取得に関する書類
支出負担行為何書一件書類、寄附採納決裁何書、作品貸出決裁何書、卒業制作等買上作品選定決裁何書
- ・美術工芸品管理に関する書類
備品台帳、重要物品台帳、企画展図録

7 監査の結果

対象課ごとの内容は、次のとおりである。

福祉健康局 生活支援課

1 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
生活保護費窓口払分	16 件	86,670,203 円	85,489,974 円	1,180,229 円
金沢市医療扶助審議会委員等報酬	2	191,700	175,000	16,700
旅行困窮者援護費	4	120,000	41,500	78,500
療養援護費	3	132,220	132,220	0
社会福祉主事資格認定通信課程受講料	1	120,000	120,000	0
夏季見舞金	1	13,116,000	-	-

資金前渡に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 収入に関する事務について

- (1) 平成18年度の収入（国庫負担金（生活保護費負担金）・雑入（生活保護費還付金））の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

款	項	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C)／(A)	収納率 (C)／(B)
15 国庫支出金	1 国庫負担金	4,372,606,000 円	1,890,900,000 円	1,890,900,000 円	43.2 %	100.0 %
21 諸 収 入	6 雑 入	20,000,000	18,176,668	8,232,409	41.2	45.3
合 計		4,392,606,000	1,909,076,668	1,899,132,409	43.2	99.5

- (2) 過年度分の収入未済額の収入（雑入（生活保護費還付金））の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

款	項	年 度	繰越調定額 (A)	収入済額 (B)	収入未済額 (A) - (B)	収納率 (B) / (A)
21 諸 収 入	6 雑 入	平成11年度～ 平成17年度	16,967,692 ^円	1,915,970 ^円	15,051,722 ^円	11.3 [%]

収入に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 扶助費に関する事務について

平成18年度の扶助費の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分	延支給件数	決 定 額	支出済額
生活保護費	生活扶助費 8,595 ^件	1,881,427,361 ^円	1,881,427,361 ^円
	医療扶助費 16,846		
	救護施設措置費 488		
行旅病人行旅死亡人取扱費	104	1,628,135	1,628,135
法外援護費	被保護者等見舞金 4,372	13,116,000	13,116,000
	療養援護費 48	1,857,770	1,857,770
	新規就労援護費 3	90,000	90,000
	旅行困窮者援護費 83	41,500	41,500
	合 計 4,506	15,105,270	15,105,270

扶助費に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

美術工芸大学 美術工芸大学事務局

1 減免に関する事務について

平成18年度の減免の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分 (減免事由)	件 数	減 免 額
前期授業料 (経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者と認定した者)	24 ^件	5,491,950 ^円
前期授業料 (災害その他やむを得ない理由により授業料の納付が困難であると認定した者)	2	535,800

減免に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡 (賃金を除く) の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
非常勤講師報酬	63 ^件	12,652,700 ^円	12,171,300 ^円	481,400 ^円
学生相談員謝礼金	3	318,600	318,600	0
実習助手等報償費	5	4,896,000	4,896,000	0
非常勤講師招へい旅費	49	5,129,370	5,038,930	90,440
交際費	8	470,000	38,210	431,790
会議等出席者負担金	5	91,000	91,000	0
郵便切手購入費	4	188,500	164,960	23,540

使用料等	2	7,100	7,100	0
------	---	-------	-------	---

資金前渡に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 収入に関する事務について

(1) 平成18年度の収入（使用料・手数料）の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

款	項	予算現額 (A) 円	調 定 額 (B) 円	収入済額 (C) 円	収入率 (C)／(A) %	収納率 (C)／(B) %
14 使用料及び 手数料	1 使用料	354,804,000	177,601,359	175,524,209	49.5	98.8
	2 手数料	99,870,000	79,500	79,500	0.1	100.0
合 計		454,674,000	177,680,859	175,603,709	38.6	98.8

(2) 過年度分の収入未済額の収入（使用料）の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

款	項	年 度	繰越調定額 (A) 円	収入済額 (B) 円	収入未済額 (A) - (B) 円	収納率 (B)／(A) %
14 使用料及び 手数料	1 使用料	平成17年度	237,900	237,900	-	100.0

収入に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

4 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料（教育・研究に関するもの）の状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
デザイン交流サロン開催業務委託	金沢美術工芸大学芸術教育振興会	350,000 円	350,000 円
教員研究委託	教員60名	23,692,900	15,770,000
教員個人研究委託	教員6名	2,400,000	2,400,000
教員共同研究委託	教員1グループ	400,000	400,000

委託料に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

平成17年度の教員研究委託、教員個人研究委託及び教員共同研究委託の執行について、委託結果報告書や収支報告書等の検収、備品登録など必要な事務手続きがなされていないので、厳正に処理されたい。

5 備品購入費に関する事務について

平成18年度の備品（図書を除く）の購入状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分	購 入 先	契約金額	支出済額
剥製等室内器具購入	大倉剥製	120,000 円	120,000 円
事務用機械類購入	(株)やち屋 ほか3社	637,245	637,245
石膏像購入	(有)つるや画材	25,200	25,200
回転式棚付き漆乾燥庫購入	カワシマ商事(株)	1,575,000	1,575,000
工作、木工機器類購入	大谷商事(株) ほか2社	1,116,569	1,116,569

教科用機器類購入	かわさき画材	42,840	42,840
その他 デジタルカメラほか16件購入	(株)マーボカメラほか4社	708,960	708,960

備品購入費に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

6 普通財産の管理・運用に関する事務について

平成18年度の普通財産の管理・運用状況は、次のとおりである。

(平成18年7月末日現在)

区 分	所 在 地	延床面積	管 理・運 用 状 況
公舎2号	天神町1丁目500-8	143.89 ^m	美大教員に有償貸付
公舎3号	天神町1丁目500-8	141.13	美大教員に有償貸付
公舎4号	天神町1丁目500-8	139.07	美大教員に有償貸付
主計町住宅	主計町206	63.98	美大教員に有償貸付

普通財産の管理・運用に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

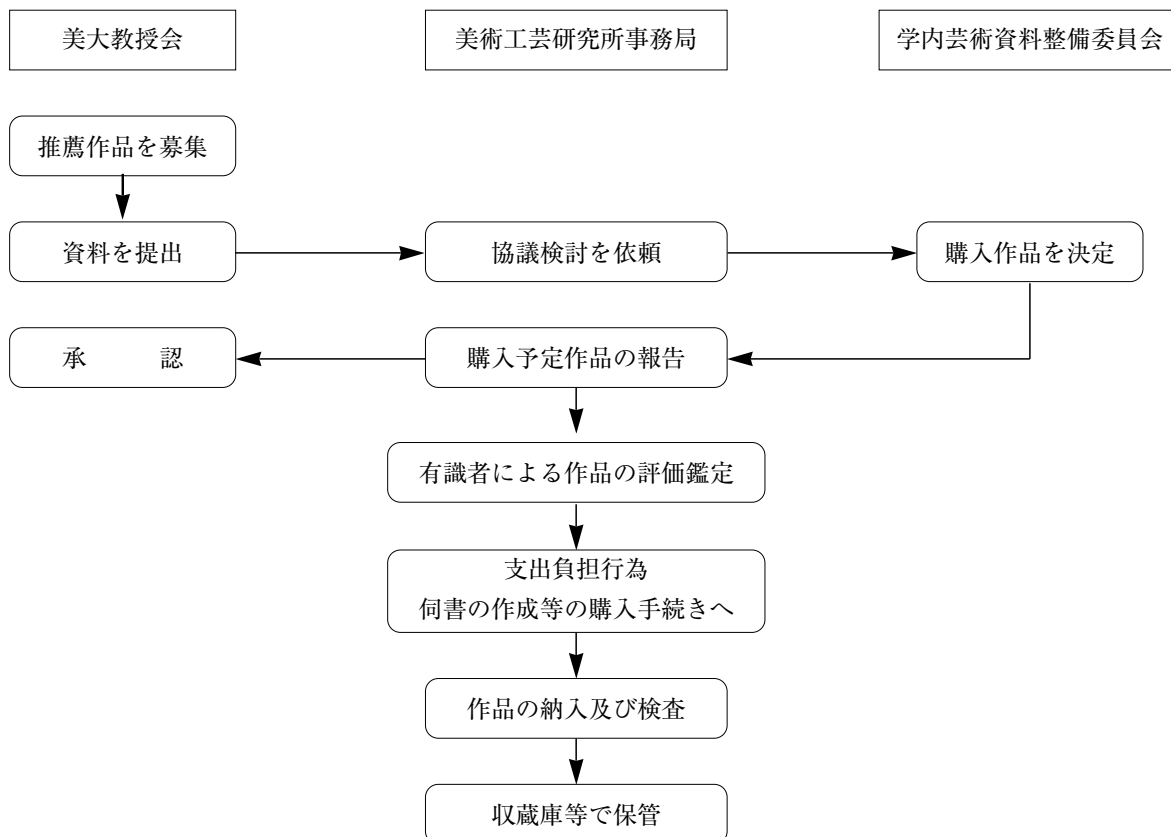
7 美術工芸品の取得・管理について

美術工芸大学における美術工芸品について、「美術・工芸及びデザインにわたる各種の資料の収集及び展示並びに情報の提供」に関する事務は美術工芸研究所が、また、その取得・管理の事務については事務局が行うこととなっている。

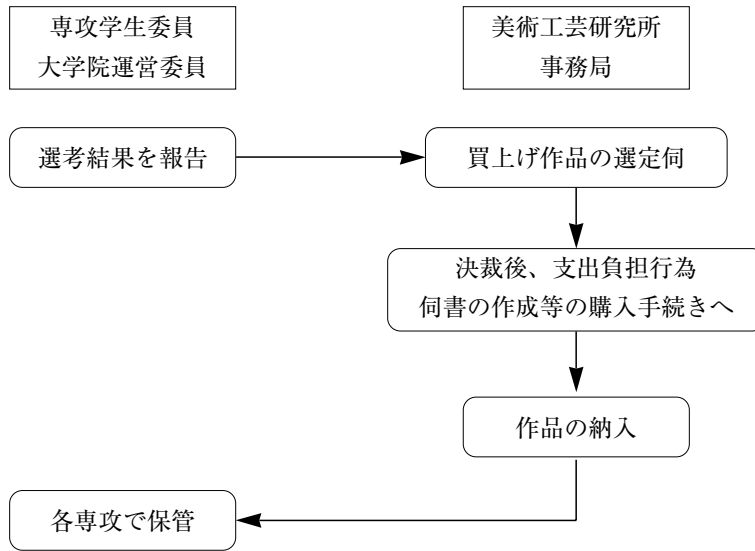
(1) 美術工芸品の取得の手続き

美術的・教育的に価値の高い芸術資料を購入・寄附・保管転換等により取得するほか、学生の卒業・修了制作等の作品のうち、優秀な作品を買上げしている。

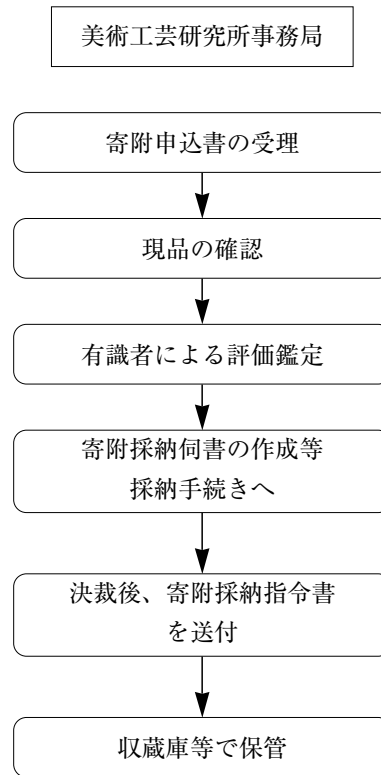
① 芸術資料の購入事務の流れ



② 学生作品の買上げ事務の流れ



③ 寄附採納事務の流れ



④ 美術工芸品の取得・保有状況

ア 芸術資料の取得状況（学生の買上作品を除く）

(平成18年7月末日現在 単位：点)

区 分	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				
	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	
1	日 本 画			0				0				0				0				0	
2	洋 画			0				0	1		1	2				0				0	
3	書 跡			0				0				0				0				0	
4	彫 刻	2		2				0		1	1	2			1	1				0	
5	陶 磁 器	2	19	21				0				0	1	1	2					0	
6	漆 工			0				0	1		1	2				0				0	
7	染 織			0				0			2	2				0				0	
8	金工及び刀剣類			4	4			0			2	2				0				0	
9	そ の 他	9		9	11			11			△5	△5	3			3				0	
	計	13	19	4	36	11	0	0	11	2	1	2	5	4	1	1	6	0	0	0	0

保管スペースの確保が難しいこともあり、近年は取得点数を抑制している。

イ 学生優秀作品の買上状況

(平成18年7月末日現在 単位：点)

区 分	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				
	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	購入	寄附	その他	計	
1	日 本 画	3			3	3			3	3			3	2			2				0
2	洋 画	3			3	3			3	2			2	2			2				0
3	書 跡				0				0				0				0				0
4	彫 刻	3			3	2			2	3			3	2			2				0
5	陶 磁 器	1			1				0	2			2	1			1				0
6	漆 工				0	1			1				0				0				0
7	染 織	2			2				0	1			1	2			2				0
8	金工及び刀剣類				0	1			1				0				0				0
9	そ の 他				0	1			1	1			1				0				0
	計	12	0	0	12	11	0	0	11	12	0	0	12	9	0	0	9	0	0	0	0

学生の卒業・修了等の作品については、昭和51年度から毎年、各専攻ごとに優秀作品を1点ないし2点を買上げている。

ウ 取得価格帯別美術工芸品の保有状況

(平成18年7月末日現在 単位：点)

区 分	取得価格					価格不明	計
	20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上		
1	日 本 画	78	12	6	12	8	116
2	洋 画	531	54	37	65	17	704
3	書 跡	1	1				2
4	彫 刻	141	11	21	19	13	207
5	陶 磁 器	308	73	50	42	13	492
6	漆 工	13	12	4	15	2	46
7	染 織	35	2	6	18	1	63

8	金工及び刀剣類	25	6	8	16	1	4	60
9	そ の 他	181	5	5	12	2	2	207
	計	1,313	176	137	199	57	15	1,897

価格不明のものは、寄附された美術工芸品で価格評価未実施のものであり、取得額が20万円未満のものは、学生からの作品の買上げがほとんどである。

(2) 美術工芸品の管理及び利用状況

① 美術工芸品の保管・管理

美術工芸品の保管は、美術工芸大学内の収蔵庫や展示室で1,515点が、教育プラザ富樫、小立野小学校空き室で382点が保管されている。その保有美術工芸品に関する帳簿管理は、備品台帳に登載するほか芸術資料(学生優秀作品を除く)については、図録を整え、所蔵品データベース管理システムにより管理されている。

② 美術工芸品の利用状況

美術工芸品の利用状況は、次のとおりであり、利用されず保管のみのものが多い。

(単位：点)

区 分	美術品 保有数	平成17年度の利用状況						
		学内での 常設展示	学外での 期間展示	授業に 使用	博物館・美術 館へ貸出 (3月未満)	市庁舎・市関 連施設へ貸出 (1年以上)	保管のみ	
1	日本画	116		2		14	100	
2	洋画	704		31	1	33	639	
3	書跡	2					2	
4	彫刻	207				5	202	
5	陶磁器	492	142	154	(9)	3	193	
6	漆工	46		37	4	3	2	
7	染織	63		3	14		46	
8	金工及び刀剣類	60		24	7	2	27	
9	そ の 他	207	28		27	6	145	
	計	1,897	170	24	261	27	59	1,356

(注) () は再掲

学内での展示のうち、陶磁器142点については、「北出コレクション」として展示室で展示されており、その他の28点は、世界各国のガラス作品で展示コーナーで展示され、常時鑑賞できるようになっている。また、学外での期間展示のうち、24点は美術工芸研究所主催で金沢21世紀美術館において「Metal Work - 加賀金工の伝統と革新 -」を開催し展示した。

授業に使用したものは、平成17年度の教材として、教員の申請に基づき、貸出したものである。

③ 美術工芸品の貸与等の事務手続き

事務局は、貸出依頼書を受理し、展示環境等を調査し、貸出何書により処理する。借用許可後、直ちに出品並びに写真掲載承諾書を通知し、借用書を確認のうえ、作品を貸出している。市施設への貸出については、毎年所蔵作品借用願いにより借用延長の手続きをしている。

④ 美術工芸品の修復等

所蔵作品や各専攻が管理している作品のうち、修復等の必要があるものについては、必要性の高いものから約3～4点ほど、くん蒸や修復を行っている。

以上のとおり、美術工芸品に係る取得・管理の手続き及び管理・運用は適正に行われていると認められた。

8 監査結果に添える意見

美術工芸大学が所蔵する美術工芸品について、より適切に管理・運用されるよう、次の事項を意見として申し添える。

所蔵する美術工芸品が増加し分散保管されており、利用されていないものも多数見受けられるので、美術工芸研究所と事務局がそれぞれの役割を明確にし、連携を密にしながら、美術工芸品のより適切な管理と大学教育等における有効活用を図ることが望まれる。

●金沢市監査公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成18年11月13日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
北陸名鉄開発株式会社	金沢市彦三町2丁目5番27号	都市整備局 再開発課
金沢ふるさと振興センター	金沢市松寺町末59番地1	産業局農林部 農業センター

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の範囲

平成17年度の出納その他の事務(ただし、必要と認められた平成16年度の事務を含む。)

4 監査の期間

平成18年8月25日から同年10月25日まで

5 監査の方法

補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正かどうか又は公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る事務が適正かどうかを主眼として、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況についての精査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により、出納その他の事務の合規性について行った。

主な監査資料

北陸名鉄開発株式会社	総勘定元帳、収入伝票、支払伝票、振替伝票、現金出納帳、収入支出予算整理簿、普通預金通帳、定款、経理規程
金沢ふるさと振興センター	現金出納簿、収入支出予算差引簿、普通預金通帳、歳入調定簿兼収入原簿、支出負担行為何書兼支出命令書、会則、事務局規程、財務会計規程

6 監査の結果等

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

指定管理者 北陸名鉄開発株式会社

1 施設及び指定管理の概要

(1) 施設の設置及び目的

道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するため当該自動車駐車場が設置されている。

(2) 施設の概要

ア 金沢駅東駐車場

所在地 金沢市昭和町16番2号

地上7階8層

収容可能台数 353台

イ 武蔵地下駐車場

所在地 金沢市本町1丁目170番地

地下2階2層

収容可能台数 194台

(3) 本市との関係

本市は、平成17年3月24日、北陸名鉄開発株式会社を、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者として指定している。17年度は年度当初に協定を締結して管理を行わせており、63,625千円を支出している。

2 施設の管理運営状況

(1) 管理体制

ア 統括責任者

駅東等駐車場の統括として、統括責任者を1名配置し、統括責任者が金沢市との連絡調整を行っている。

イ 職員の配置

金沢駅東駐車場、武蔵地下駐車場とも統括責任者以外に、自動車の入場及び出場の時間中（午前7時から午後11時まで）常時管理員2名以上を配置。6名が交代で管理している。

(2) 利用状況

ア 利用台数

(単位：台・%)

施設	年度	17 (指定管理)	16 (財団委託)	増 減	
				台 数	比 率
金沢駅東駐車場	一般駐車	59,330	64,714	△ 5,384	△ 8.32
	定期駐車	48,685	44,392	4,293	9.67
	計	108,015	109,106	△ 1,091	△ 1.00
武蔵地下駐車場	一般駐車	37,317	36,457	860	2.36
	定期駐車	20,727	16,071	4,656	28.97
	計	58,044	52,528	5,516	10.50
合 計		166,059	161,634	4,425	2.74

イ 駐車料金収入

(単位：千円・%)

施設	年度	17 (指定管理)	16 (財団委託)	増 減	
				金 額	比 率
金沢駅東駐車場		95,632	95,379	253	0.27
武蔵地下駐車場		32,684	27,835	4,849	17.42
合 計		128,316	123,214	5,102	4.14

駐車料金は金沢市の歳入となっており、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、当該指定管理者に駅東等駐車場の使用料の徴収事務委託がなされている。

(3) 管理業務の執行状況

施設は金沢市自動車駐車場条例等、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

協定等に基づく義務の履行は、以下のとおり適切に行われている。

- ア 市との協議、通知、各種報告は協定等に基づき月に1回以上はなされており、特に、協議、承認なくして処理しているものはない。
- イ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされている。
- ウ 事業報告書は一部に省略が見うけられるが適正に作成され、その提出は期限内になされている。
- エ 照明器具を省エネタイプに変更するなど、経費の節減が図られている。
- オ 駅東等駐車場の供用は、平等、公平が確保されており、適切に行われている。
- カ 施設の管理に係る、開場作業、閉場作業マニュアル、緊急時対応マニュアル等の管理規程、経理規程等の諸規程は整備されている。

(4) 管理業務の第三者委託

各種機械設備等の日常保守管理、定期点検業務等の第三者への委託は、協定書第25条但し書の規定に基づき、金沢市の承認を得て実施している。

(5) 利用促進のための努力

利用の増加に向けて、近隣商業施設と連携して利便を図っている。

3 監査の結果

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の管理運営は、法令、協定等に基づき行われ、収支の会計経理は適正に行われており、使用料の徴収委託事務についても適正に行われているものと認められた。

4 監査結果に添える意見

効率的、効果的な駐車場運営を進めるため利用料金制の導入を検討することが望まれる。

金沢ふるさと振興センター

1 金沢ふるさと振興センターの概要

(1) 設立及び目的

金沢ふるさと振興センターは、農業関係団体と連携を図りながら、農業及び農村の振興を実現することにより、活力ある地域の創造と農業の限りない発展をめざすことを目的として、平成5年に設立された法人格を有していない団体である。

(2) 本市との関係

ア 補助金等の交付

本市は、17年度において、ふるさと振興センター支援事業補助金として、管理費（職員費、会議費、管理運営費）に対して、6,070,000円を交付している。

イ 18年7月末現在、理事長が市長であるほか、常務理事は本市農林部長が、監事1名は本市農業センター所長が兼任している。

2 事業の実施状況

平成17年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

区 分	内 容						
農作業受委託促進事業	・農業振興のため、農業の担い手が減少する中で、延べ552件の農作業の受委託を仲介したほか、直営分として延べ147件分の農作業を受託						
	①仲介分受委託面積 165.9ha (対前年度 38.4ha 30.1%増)						
	②直営分受託面積 83.3ha (対前年度 14.1ha 20.4%増)						
	区分	全面受委託			部分受委託		
		作業名	戸数(戸)	面積 (ha)	作業名	戸数(戸)	面積 (ha)
	仲介分	(全 面)	404	122.7	荒 起	6	3.2
					代 掻	6	3.2
					田 植	27	12.7
					育 苗	30	2,384 (箱)
					防除・施肥	15	8.9
					刈 取	34	9.3
					乾燥調整	30	5.9
	計	404	122.7	計	148	43.2 2,384 (箱)	
直営分	/			荒 起	25	6.2	
	/			代 掻	19	5.3	
	/			田 植	24	8.0	
	/			土づくり資材散布	45	51.1	
	/			刈 取	34	12.7	
			計	147	83.3		
労働保険事務組合事業	・農業従事者の労働災害補償制度充実のため、労働災害保険事務を実施						
	15事業所	1,584,520円 (対前年度 2事業所増)					
	66名	383,944円 (対前年度 3名増)					

3 収支状況

平成17年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	増 減
収入の部			
補助金収入	7,432,000	7,557,000	△ 125,000
定額補助金収入	7,432,000	7,557,000	△ 125,000
機械整備補助金収入	-	-	-
雑収入	18	17	1
雑収入	18	17	1
当期収入合計 (A)	7,432,018	7,557,017	△ 124,999
前期繰越収支差額	37,608	41,235	△ 3,627
収入合計 (B)	7,469,626	7,598,252	△ 128,626
支出の部			
管理費	7,403,749	7,560,644	△ 156,895
会議費	80,090	122,328	△ 42,238
職員費	5,560,463	5,552,957	7,506
管理運営費	1,763,196	1,885,359	△ 122,163
事業費	-	-	-

事業費	-	-	-
機械整備事業費	-	-	-
機械整備事業費	-	-	-
予備費	-	-	-
予備費	-	-	-
当期支出合計 (C)	7,403,749	7,560,644	△ 156,895
当期収支差額 (A) - (C)	28,269	△ 3,627	31,896
次期繰越収支差額 (B) - (C)	65,877	37,608	28,269

4 補助対象経費と交付額の状況

平成17年度における補助金等の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
ふるさと振興センター支援事業費		
・会議費 80,090 理事会、監事会、受託者会議、担い手研修会		
・職員費 5,560,463 職員2名分 給与・手当・福利厚生費	7,432,018	6,070,000
・管理運営費等 1,791,465 郵便料、受委託料金表印刷等一般経費等		

5 監査の結果

金沢ふるさと振興センターの事業の実施状況等については、適正に執行されているものと認められた。

6 監査結果に添える意見

(1) 金沢ふるさと振興センター

金沢ふるさと振興センターがこれまでの補助金依存の財政体質から脱出し、持続的な発展を期すためには、業務の中心である農作業の受委託斡旋や直営受託作業により収入を得て、管理や直営受託作業に要する経費を賄う事業経営への移行が望まれるところである。

(2) 産業局農林部農業センター

金沢ふるさと振興センター事業について、引き続き適切な指導が望まれる。

●金沢市監査公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年11月13日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 上 田 忠 信
金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年10月4日
(2) 措置を講じた部局等 福祉健康局長寿福祉課
(3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日(平成17年監査公表第12号)

(4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 長寿福祉課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>指摘事項</p> <p>① 冷房設備の未設置について 万寿苑、松寿荘及び鶴寿園は、和室等には冷暖房設備は備えられているが、大広間には暖房設備しか備えられていない。高齢者の福祉施設という性格上、冷房設備の設置が必要である。</p> <p>② エレベーターの未設置について 万寿苑、松寿荘及び鶴寿園にはエレベーターが設置されていない。特に万寿苑及び松寿荘は3階建であり、エレベーターの設置が望まれる。</p> <p>③ 手すりの設置不十分について 鶴寿園は、前頁の「修繕・補修工事実績表」に記載したとおり、介護予防拠点等整備工事でバリアフリー化に対応しているが、現地調査した結果、1階から2階へのスロープ折り返し地点より、手すりが片側設置されていない。手すりの設置が必要である。</p>	<p>① 大広間の冷房設備は、平成18年度は松寿荘に設置し、他の2施設についても年次計画により設置していく。</p> <p>② 施設の構造上、利用しやすい箇所にエレベーターを設置することは困難である。さらに、利用者からの要望が少ないこと、設置には多大な経費が必要となることから、当分の間設置しないこととする。なお、施設の大規模改修時には再度検討する。</p> <p>③ 平成17年4月に手すりの設置不十分な箇所に手すりを設置した。</p>

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、平成18年10月24日に次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年11月13日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
213	株式会社 センダ住設	金沢市千木町ホ85番地1

平成18年(2006年)11月13日 印刷
平成18年(2006年)11月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)